

北海道「核燃料税」の更新

平成25年4月24日に北海道から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 北海道が核燃料税を更新しようとする理由

北海道においては、泊原子力発電所1号機が平成元年6月から、同2号機が平成3年4月から、同3号機が平成21年12月から営業運転を開始しており、原子力発電所の立地に伴い、安全対策等の財政需要が生じていることから、昭和63年9月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新している。

現行の核燃料税条例は、平成25年8月末をもって適用期間が終了するが、福島第一原子力発電所の事故を受け、国の原子力災害対策指針に基づいて原子力防災計画の見直しを行い、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が拡大することから、現在のように原子炉が停止している状況にあっても、安全対策等の財政需要が増加する見込みである。

そこで、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、税率を12%から17%相当に引き上げた上で、税収の安定的な確保を図るため、従来の発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する方式（価額割：税率8.5%）に加えて、新たに発電用原子炉の熱出力能力に対して課税する方式（出力割：税率8.5%相当）を導入するものである。

2. 北海道「核燃料税」の概要

課税団体	北海道
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力能力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：37,750円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）225百万円 （平年度）1,801百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	なし
課税を行う期間	5年間（平成25年9月1日～平成30年8月31日）

担当：自治税務局企画課
今道（23514） 高橋（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659